

リース取引における消費税の取扱いについて

平成 20 年 4 月 1 日以降に締結するリース取引について、売買取引とされるリース物件の消費税の仕入税額控除について、会計処理の方法により取扱いが変わってくる場合があります。

【リース物件にかかる消費税の仕入税額控除の時期】

- ・ 原則・・・そのリース物件の売買があったものとして引き渡した課税期間で一括控除する。
- ・ 例外・・・①会計上、賃貸借処理している場合
賃貸借処理に係るリース料を、その支払うべき日の属する課税期間の課税仕入れとして処理することが出来ます。
- ②リース資産ごとに消費税を一括・分割控除する場合
リース資産について、売買処理した場合にはそのリース料の総額に係る消費税を引き渡した日の属する課税期間において一括控除出来ます。また、売買処理したリース資産の他に少額又は短期のリース資産がある場合には、上記①の賃貸借処理したリース料として消費税を分割控除することが出来ます。

【簡易課税制度を適用している場合の取扱い】

リース期間の初年度において簡易課税制度を適用し、2 年目以降原則課税に変更した場合には、その 2 年目以降のリース料について消費税の仕入税額控除をすることが出来ます。(賃貸借処理している場合)

【免税事業者から課税事業者になった場合】

リース期間の初年度において免税事業者であった場合で、2 年目以降は課税事業者となった場合には、その 2 年目以降のリース料について消費税の仕入税額控除をすることが出来ます。(賃貸借処理している場合)

※いったん採用したリース料の処理方法については、その後変更が出来ないので慎重に検討する必要があります。